



June
2017

税理士法人 吉井財務研究所

事務所通信

6月といえば梅雨。雨が多いのはなんとなく気が滅入りますが、この時期に雨が少ないと夏の水不足が心配になります。どうせなら、日本の風物詩として楽しみたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2017年6月号

賃上げへのインセンティブ 「所得拡大促進税制」の見直し

今年度も実施される協会けんぽの
被扶養者資格の再確認
転職者の現在の
職場における満足度
企業がクラウドサービスを
使う理由とその効果

税理士法人 吉井財務研究所

岡山県岡山市北区青江1丁目4番16号

TEL : 086-226-5265 / FAX : 086-224-3051

<http://www.yoshiizaimu.co.jp>

賃上げへのインセンティブ 「所得拡大促進税制」の見直し

企業の収益を利益として内部留保するだけでなく、投資や雇用の増加、賃金上昇につなげ、これが消費や需要増加に結びつく「好循環」を目指す目的で、さまざまな税制上の優遇措置が設けられています。そのうち賃金上昇へのインセンティブとして、「所得拡大促進税制」という制度が設けられています。この制度の優遇内容が、平成29年度税制改正で見直されました。

所得拡大促進税制

所得拡大促進税制とは、青色申告者である法人が、平成25年4月1日から30年3月31日までの間に開始する各事業年度に、役員等一定の者を除いた国内の雇用者へ支給した給与等について、一定の要件を満たす場合には、一定の税額を控除することができる制度です。

この場合の一定の要件とは、次の3つ全てを満たす必要があります。

- ① 雇用者給与等支給額（当事業年度の国内雇用者に対する給与等のうち、損金として認められるものの合計額）：
 - …平成24年度から**一定割合※以上の増加**
※例えば平成29年度では、
中小企業者等3%、大企業5%
- ② 雇用者給与等支給額（①に同じ）：
 - …前事業年度**以上の増加**
- ③ 平均給与等支給額（当事業年度の継続雇用者1人当たりの月平均給与額）：
 - …前事業年度を**上回る増加**

受けられる税額控除額は、基本的には上記①の増加額の10%です。ただし、平成28年4月1日以後に開始する事業年度において、雇用増加へのインセンティブである「雇用促進

税制」の適用と併用する場合には、税額控除額について一定の調整が必要となります。なお、税額控除額は法人税額の10%（中小企業者等は20%）が上限です。

改正の内容

平成29年度税制改正により、中小企業者等と大企業それぞれ次の見直しがされました。

中小企業者等

・[割合の上乗せ]

適用要件③における当事業年度の平均給与等支給額が、前事業年度よりも**2%以上増加**している場合は、税額控除額の割合を12%上乗せし、合計**22%の控除**が受けられる。一方、増加割合が0%超2%未満の場合は、改正前の10%を適用する。（次ページ [参考] をご参照）

大企業

・[適用要件③の付加]

適用要件③における当事業年度の平均給与等支給額が、前事業年度よりも**“2%以上”増加する要件を付加**する。つまり、0%超2%未満の増加では、改正後は適用できないこととなる。

・[割合の上乗せ]

税額控除額の割合を2%を上乗せし、合計**12%の控除**が受けられる。

この改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

また所得拡大促進税制は、個人事業者（所得税）についても同様の措置が講じられており、同様の改正がなされています。

なお、ここでの「中小企業者等」とは、次に掲げる中小企業者又は農業協同組合等をいいます。

1. 資本金又は出資金の額（以下、資本金）が1億円以下の法人
ただし、同一の大規模法人（資本金1億円超の法人、又は資本等有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人超の法人で、中小企業投資育成株式会社を除く。以下同じ）に発行済株式総数の2分の1以上所有されている法人、及び複数の大規模法人に発行済株式総数の3分の2以上所有されている法人は除きます。
2. 資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

ちなみに平成29年度税制改正により、中小企業者等の定義として上記に、「過去3年間の平均課税所得が15億円以下であること」が加わりました。ただしこの改正は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度において適用しますので、平成29年度における中小企業者等は、上記改正前の定義でご判断いただくことになります。

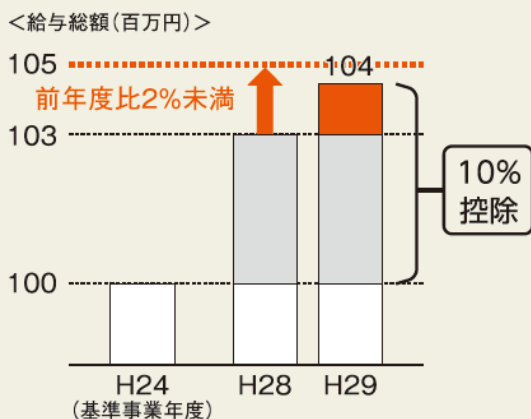
[参考]改正の内容（中小企業者等の場合）

一人当たり平均給与が、前年比2%未満の場合

→変更なし（平成24年度からの増加分について10%税額控除）

【具体例】 従業員数20人。H24の一人当たりの平均給与が500万円で、継続的に賃上げしてきた事業者を想定。

①前年度から一人当たり平均給与を5万円アップさせた場合。



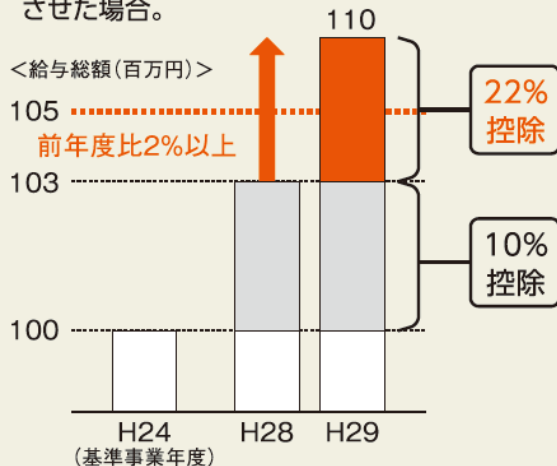
税額控除できる額
 $= (\text{平成24年度からの増加分}) \times 10\% \text{控除}$
 $= (104\text{百万円} - 100\text{百万円}) \times 10\%$

=40万円の税額控除

一人当たり平均給与が、前年比2%以上の場合

→前年度からの増加額について控除率を上乗せして、22%税額控除できる。

②前年度から一人当たり平均給与を35万円アップさせた場合。



税額控除できる額
 $= (\text{平成24年度から前年度同額までの額}) \times 10\% \text{控除} +$
 $(\text{前年度からの増加額}) \times 22\% \text{控除}$
 $= (103\text{百万円} - 100\text{百万円}) \times 10\% + (110\text{百万円} - 103\text{百万円}) \times 22\%$

=184万円の税額控除

(中小企業庁「平成29年度税制改正パンフレット(PDF形式:13,804KB)」より)

今年度も実施される 協会けんぽの被扶養者資格の再確認

全国健康保険協会（協会けんぽ）では、健康保険の被扶養者となっている人が、継続してその状況にあるかの確認を毎年度実施しています（被扶養者資格の再確認）。今年度についても実施されることが発表されていますので、その流れ等を確認しておきましょう。

再確認の流れ

被扶養者資格の再確認は適用事業所単位で行われることになっており、6月上旬より事業主宛に被扶養者状況リスト（以下、リスト）等が送付されます。事業主は送付されたリストに基づき、被保険者に被扶養者の年収や同居の状況等を聞くこと等により、現在も健康保険の被扶養者の条件を満たしているかの確認を行い、リスト等を協会けんぽに返送します。このリスト等の提出期限は、7月31日です。

再確認の対象となる被扶養者

再確認の対象は全被扶養者ですが、以下の人は除かれます。

- ①平成29年4月1日において18歳未満の被扶養者
- ②平成29年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者
- ③任意継続被保険者の被扶養者

対象外となる被扶養者の対応

被扶養者が、現在も扶養の対象となっている場合には、リストに事業主の確認印を押すこととなりますが、扶養の対象外となっている場合には、リストに同封されてくる被扶養者調書兼異動届を記入することとなります。ただし、この届出で手続きを行う場合には、提出から処理が完了するまで1ヶ月ほどかかることもあるため、処理を急ぐときには、通常健康保険被扶養者（異動）届を年金事務所（※）へ提出するようにしましょう。

なお、対象外となる被扶養者がいる場合には、いずれの届出で行うかに関わらず、その人の健康保険証を添付することを忘れないようにしましょう。

※リスト等の提出先は協会けんぽですが、健康保険被扶養者（異動）届の提出先は年金事務所になります。

扶養の対象外となった理由

これまでの再確認で、扶養の対象外となった主な理由は、「就職したが削除する届出を年金事務所（日本年金機構）へ提出していなかった。」というものがほとんどであり、二重加入による被扶養者の削除の届出漏れが多く見受けられます。この他にも、収入超過によるものもあります。

この再確認の目的には、高齢者医療制度における納付金・支援金及び保険給付の適正化があります。高齢者の医療費は、税金、本人負担による他、協会けんぽ、健保組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出されており、こうした協会けんぽなどからの支援金等は、原則として各々の制度の加入者（被保険者および被扶養者）の人数などに応じて算出されます。適正な負担となるように、しっかりと被扶養者の再確認が求められています。

転職者の現在の職場における満足度

人材不足を補うために、中途採用を行う企業が多くなっています。ここでは平成29年3月に発表された調査結果（※）から、事業所規模別に転職者の現在の職場の満足度をみていきます。

■ 仕事内容は70%近くが満足

仕事内容・職種の満足度は、1,000人以上規模で満足の割合が78.9%となりました。その他の規模も67~71%と高くなっています。一方、不満足の割合はすべての規模で10%未満となりました。

■ 賃金は満足の割合が50%に届かず

賃金については、1,000人以上規模で満足の割合が50%を超えましたが、その他は44~47%にとどまりました。一方で、不満足の割合は25~29%程度となりました。

■ 人間関係は50%以上が満足

人間関係は、100人以上の規模で満足の割合が60%を超え、99人以下の規模も50%を超えています。一方不満足の割合は、13%程度までにとどまりました。

D.I. は仕事内容・職種がほぼ60ポイントを超えましたが、賃金は最高でも25.5ポイントで、人間関係は50ポイント前後になりました。

企業には、採用した中途社員が定着し、早期に戦力として活躍できるような取組が求められます。

事業所規模別現在の職場での満足度（%、ポイント）

		転職者計	満足	どちらでもない	不満足	不明	D.I. (満足 - 不満足)
仕事内容・職種	総数	100.0	69.4	21.6	8.2	0.8	61.2
	1,000人以上	100.0	78.9	15.6	5.2	0.2	73.7
	300~999人	100.0	71.2	19.8	8.0	0.9	63.2
	100~299人	100.0	71.4	19.7	8.0	1.0	63.4
	30~99人	100.0	68.9	21.9	7.7	1.6	61.2
	5~29人	100.0	67.6	23.2	9.0	0.2	58.6
賃金	総数	100.0	45.6	25.7	27.9	0.8	17.7
	1,000人以上	100.0	50.6	23.7	25.1	0.6	25.5
	300~999人	100.0	47.0	23.3	28.1	1.5	18.9
	100~299人	100.0	47.8	25.7	25.5	1.1	22.3
	30~99人	100.0	45.2	24.1	29.3	1.4	15.9
	5~29人	100.0	44.2	27.4	28.2	0.2	16.0
人間関係	総数	100.0	58.8	28.5	12.0	0.7	46.8
	1,000人以上	100.0	63.2	24.5	11.6	0.7	51.6
	300~999人	100.0	61.5	29.0	8.5	1.0	53.0
	100~299人	100.0	60.5	27.2	11.3	0.9	49.2
	30~99人	100.0	57.8	27.8	13.1	1.3	44.7
	5~29人	100.0	57.7	29.7	12.3	0.2	45.4

厚生労働省「平成27年転職者実態調査」より作成

（※）厚生労働省「平成27年転職者実態調査」

日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく16大産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する事業所から、産業別、事業所規模別に無作為に抽出した17,023事業所とそこに就業している一般労働者の転職者から、無作為に抽出した労働者11,191人を対象にした調査です。事業所調査の有効回答率は61.8%、個人調査の有効回答率は54.4%となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/6-18.html

企業がクラウドサービスを使う理由とその効果

メール配信システムやグループウェア、オンラインストレージにクラウド会計ソフトなど、クラウドコンピューティングサービス（以下、クラウドサービス）が多様化し、導入する企業も増えています。ここでは、企業がクラウドサービスを利用する理由やその効果について、みていきます。

■ クラウドサービスの利用状況

総務省が毎年実施している調査結果（※）によると、クラウドサービスを利用している企業の割合は、平成23年の21.4%が27年には44.0%と、5年間で2倍の割合になっています。そして利用しているサービスでは、電子メールやファイル保管・データ共有、サーバー利用などの割合が高くなっています。

■ クラウドサービスを利用する理由

前述の調査結果から、企業がクラウドサービスを利用する理由の上位半分をまとめると、表1のとおりです。

【表1】クラウドサービスを利用している理由（複数回答、%）

資産、保守体制を社内に持つ必要がないから	40.5
どこでもサービスを利用できるから	32.0
初期導入コストが安価だったから	30.6
安定運用、可用性が高くなるから（アベイラビリティ）	29.5
情報漏えい等に対するセキュリティが高くなるから	22.7
システムの容量の変更などが迅速に対応できるから	21.9
既存システムよりもコストが安いから	21.7
サービスの信頼性が高いから	20.7

総務省「平成27年通信利用動向調査」より作成

資産、保守体制を社内に持つ必要がないからの割合が最も高く、40.5%となりました。

また、どこでもサービスを利用できるから、初期導入コストが安価だったからの割合が30%を超えています。

■ クラウドサービスの効果

次に、クラウドサービス利用企業における効果について、従業員規模別にまとめると表2のとおりです。

【表2】従業員規模別 クラウドサービスの効果（%）

	100～299人	300人以上計	2,000人以上計
非常に効果があった	32.1	26.7	34.4
ある程度効果があった	44.8	58.0	55.6
あまり効果がなかった	1.2	0.8	-
マイナスの効果であった	0.5	-	-
効果はよく分からない	16.5	11.8	9.0
不詳	4.8	2.7	1.0

総務省「平成27年通信利用動向調査」より作成

どの規模においても、ある程度以上の効果があったとする回答が70%以上となっています。一方、マイナスの効果であったとする割合は、100～299人規模の0.5%のみであり、クラウドサービス利用企業では、導入によるマイナスの効果はほとんどないという結果になりました。

クラウドサービスは、規模の大きな企業での利用が進んでいます。今後は中小企業でも、生産性向上のための取組として利用が進むものと思われます。

（※）総務省「平成27年通信利用動向調査」

常用雇用者数100人以上の企業を対象に5,140企業を抽出して行われ、28年6月に発表された調査です。有効回収率は53.3%です。クラウドコンピューティングサービスとは、ネットワーク上に存在するコンピュータ資源を、インターネット等のブロードバンド回線を経由して、利用者が「必要な時に、必要な量だけ」、役務（サービス）として使用できる技術であり、ASP（Application Service Provider）が提供するSaaS（Software as a Service）なども含まれます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きしておきましょう。

2017年6月

お仕事備忘録

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

2. 個人住民税の納期の特例

3. 賞与支払届の提出

4. 労働保険の年度更新

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

7. 梅雨どきの対策

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

2. 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。

毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

3. 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出る必要があります。

4. 労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

障害者及び高年齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）を提出します。提出期限は7月15日（今年は7月18日の予定）までとなっていますが、管轄のハローワークでご確認ください。

6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

お中元の発送リストは重複がないかなどのチェックを行い、数を確定させます。その後、贈答品の選定や発注を行いましょう。贈答の品は持参することが前提です。もしデパート等から配送する場合には、別便で手紙を送りましょう。

また、暑中見舞いは挨拶文の手配を早めに済ませ、同時進行で差出先の名簿を整え、宛名書きも始めましょう。近年では、日本郵便のWebサイト上でも作成できて便利です。

7. 梅雨どきの対策

雨の多い季節となってきました。6月11日は暦の上では「入梅」です。

夏が近づき、蒸し暑くなる日も増えるため、梅雨どきの対策として次の点に気を配りましょう。

- ◆浸水などの災害対策の確認
- ◆湿気などによる不良在庫の発生防止
- ◆郵便物や輸送物の水ぬれ対策
- ◆降雨による自動車事故の防止
- ◆食中毒の防止対策や健康面の管理

社内備品の不良箇所の修繕手配、社員への告知はもちろんのことですが、特に飲食・食品関連業、社員食堂をもつ企業や工場では衛生管理に気をつけたいところです。



2017.6

労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、お中元や暑中見舞いの準備など通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	木	大安	●労働保険の年度更新（～7月10日） ●高卒者の求人票受付開始
2	金	赤口	
3	土	先勝	
4	日	友引	
5	月	先負	芒種
6	火	仏滅	
7	水	大安	
8	木	赤口	
9	金	先勝	
10	土	友引	
11	日	先負	
12	月	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（5月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
13	火	大安	
14	水	赤口	
15	木	先勝	
16	金	友引	
17	土	先負	
18	日	仏滅	
19	月	大安	
20	火	赤口	
21	水	先勝	夏至
22	木	友引	
23	金	先負	
24	土	大安	
25	日	赤口	
26	月	先勝	
27	火	友引	
28	水	先負	
29	木	仏滅	
30	金	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払（5月分）